

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

「水と緑の人間都市」くるめ再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、久留米市

3．再生計画の区域

久留米市の全域

4．地域再生計画の目標

久留米市は、九州最大の筑紫平野の中央に位置し、平成17年2月5日の合併にともない人口約305,000人を有する、福岡県南部における政治・経済・文化の中心として、また北部九州の交通の要衝としての役割を担っています。

本市の東南部には耳納連山がそびえ、市域の中心部をつつむように一級河川筑後川が流れ、その流域に耕作地帯及び市街地を形成しています。

交通網としては、九州の大動脈であるJR鹿児島本線をはじめ久大本線・西鉄天神大牟田線が走り、道路は南北に九州縦貫自動車道・国道3号、東西には国道210号などの主要幹線道路が交差するなど、九州における産業交通の要衝地にあります。

市内を流れる河川は、北部に大刀洗川、南西部に山ノ井川・広川、東部に巨勢川等の主要な河川が筑後川へ流入しています。同様に、市街地を高良川・金丸川・筒川等が流れていますが、中心市街地を流れる池町川は筑後川より導水し、河川浄化を行っています。

このように、市内には多数の河川が流れ、筑後川に流入していますが、公共下水道の整備が完了した市街地においては河川の水質改善が見られるものの、周辺部においては都市化による人口増のため、生活雑排水などによる河川の水質汚濁が進行しています。

このため福岡県は、久留米市を生活排水対策重点地域に指定し、同市と協働して「生活排水対策推進計画」を策定し、的確に進捗管理を行なうことにより生活排水対策の推進を図っています。また県単独補助金の交付を行い、同市と協働して効率的な汚水処理の推進を図っています。

久留米市では汚濁の主な原因である生活排水について、人口密度の高い市街化区域及びその周辺地域は公共下水道により処理し、農村部においては農業集落排水施設により処理を行うことを基本としていますが、集落の形態をなしていない分散して立地している家屋や、公共下水道や農業集落排水施設の整備が当面見込

まれない区域にあっては、浄化槽により適正な処理を行い、公共用水域の水質保全を確保することとしています。

今回、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道事業と合併処理浄化槽の効率的な普及促進を行うことで、水の安全性と水環境の健全性を確保し、公共用水域の水質保全を図るとともに、下水道ホームページの開設や筑後川の流域探検ツアーを実施し、水環境に関する啓発を進め、筑後川をはじめとした豊かな自然環境を守ることで、文化・快適・活力を創造する「水と緑の人間都市」づくりを進めます。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を 73.4%から 87.6%に向上

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

久留米市では、国土交通省所管の公共下水道事業・農林水産省所管の農業集落排水事業及び環境省所管の浄化槽整備事業を個別に汚水処理事業として推進してきました。今回、地域再生計画を活用し、公共下水道事業により東合川・山川及び善導寺地区の認可区域を地域再生エリアとして捉え、計画的かつ効率的な汚水処理事業の促進を図るものです。また、認可区域以外の地域を浄化槽普及促進地域として位置づけ、認可区域内の公共下水道と併せて事業促進を図ろうとするものです。

さらに、これと併せて「下水道ホームページの開設」・「筑後川の流域探検ツアー」を実施することで、汚水処理の必要性や水資源の重要性をPRし、水環境に対する啓発を深めます。

福岡県は、久留米市を生活排水対策重点地域に指定し、同市と協働して「生活排水対策推進計画」を策定し、的確に進捗管理を行なうことにより生活排水対策の推進を図っていきます。また県単独補助金の交付を行い、同市と協働して効率的な汚水処理の推進や、団体の活動に対して補助を行い生活環境の改善向上を図っていきます。

公共下水道については、平成 17 年 8 月 9 日付で、下水道法第 4 条に定める事業計画の認可を受けています。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備事業交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

・福岡県久留米市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道 : 幹線及び面整備管渠
- ・ 浄化槽 : 個人設置型浄化槽及び市町村設置型浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道
公共下水道事業認可区域のうち東合川・山川・善導寺地区
- ・ 浄化槽
個人設置型 : 久留米市全域から旧城島町を除いた区域
(ただし、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く)
市町村設置型 : 旧城島町区域

[事業期間]

公共下水道	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度
浄化槽(市町村設置型)	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度
浄化槽(個人設置型)	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道
幹線整備事業
整備予定延長 3,934 m (管径 = 800)
面整備事業
整備予定面積(交付金対象) 112 ha
整備予定延長 25,873 m (管径 = 200 ~ 600)
整備予定面積(単独) 154 ha
整備予定延長 33,195 m (管径 = 200)
- ・ 浄化槽(市町村設置型) 610 基
平成 17 年度 5 人槽 45 基、6~7 人槽 78 基、8~10 人槽 3 基
11~20 人槽 2 基、21~30 人槽 1 基、31~50 人槽 1 基
平成 18 年度 5 人槽 33 基、6~7 人槽 80 基、8~10 人槽 4 基
11~20 人槽 2 基、21~30 人槽 1 基、31~50 人槽 0 基
平成 19 年度 5 人槽 33 基、6~7 人槽 80 基、8~10 人槽 4 基
11~20 人槽 2 基、21~30 人槽 1 基、31~50 人槽 0 基
平成 20 年度 5 人槽 33 基、6~7 人槽 80 基、8~10 人槽 4 基
11~20 人槽 2 基、21~30 人槽 1 基、31~50 人槽 0 基
平成 21 年度 5 人槽 33 基、6~7 人槽 80 基、8~10 人槽 4 基

	11~20人槽	2基、	21~30人槽	1基、	31~50人槽	0基
・浄化槽(個人設置型)	2, 3 2 9基					
平成17年度	5人槽	177基、	6~7人槽	279基、	8~10人槽	30基
	11~20人槽	4基、	21~30人槽	2基、	31~50人槽	1基
平成18年度	5人槽	114基、	6~7人槽	296基、	8~10人槽	45基
	11~20人槽	2基、	21~30人槽	4基、	31~50人槽	4基
平成19年度	5人槽	113基、	6~7人槽	296基、	8~10人槽	45基
	11~20人槽	2基、	21~30人槽	4基、	31~50人槽	4基
平成20年度	5人槽	111基、	6~7人槽	296基、	8~10人槽	45基
	11~20人槽	2基、	21~30人槽	4基、	31~50人槽	4基
平成21年度	5人槽	104基、	6~7人槽	287基、	8~10人槽	44基
	11~20人槽	2基、	21~30人槽	4基、	31~50人槽	4基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道	10,050人
浄化槽	11,052人

[事業費]

・公共下水道	
事業費(幹線整備)	1,670,000千円
(うち交付金)	835,000千円)
事業費(面整備)	2,546,000千円
(うち交付金)	1,273,000千円)
計事業費	4,216,000千円
(うち交付金)	2,108,000千円)
単独事業費(面整備)	2,491,000千円
・浄化槽(市町村設置型)事業費	663,162千円
(うち交付金)	221,054千円)
・浄化槽(個人設置型)事業費	1,002,483千円
(うち交付金)	334,161千円)
合計事業費	5,881,645千円
(うち交付金)	2,663,215千円)
単独事業費	2,491,000千円

5 - 3 その他の事業

・下水道ホームページの開設及び下水道フェアの実施

平成 16 年 4 月より下水道のホームページを開設し、下水道のしくみや、各種制度等の紹介や児童向けのものしりコーナーを設けるなど、汚水処理の必要性をアピールすることで、普及率の向上や水環境に対する啓発を行う。

また、毎年 9 月 10 日の「下水道の日」には南部浄化センターにおいて下水道フェアを開催し、施設見学や汚泥をコンポスト化した土壌改良材の配布等の催しを実施することで、汚水処理に対する啓発に取り組んでいる。

・筑後川の流域探検ツアー

夏休みに小学生 40 名を対象に、一泊二日の日程で、筑後川流域の高良川での生物調査や佐賀県鹿島市での干潟体験を通じて、川との交わりを深め、川の美しさ・大切さ・水のありがたさを感じ取ることで川に対する愛着を深め、水環境に対する啓発を行う。

・福岡県河川浄化運動補助事業

団体が行なう河川・水路等の一斉清掃、河川清掃の視察研修等及び家庭の廃食用油回収等の推進による河川浄化活動に対して、補助金を支出して生活環境の改善向上をはかる。

・福岡県公共下水道事業促進補助事業

根拠：福岡県公共下水道事業促進補助金交付要綱

事業内容

：下水道法に規定する事業で、国庫補助金並びに交付金事業及び市単独事業に係る一般市費に対して、福岡県は補助金を交付する。

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率の実績値及び人口推移を毎年度末に調査し、必要に応じて事業内容の見直しを図り、計画終了後に 4 の(目標)に照らし状況評価を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料)

図面・工程表等